

こども・若者・子育てに関する計画の統合について

1 計画の統合

こどもや若者、子育てに関する計画である「大田区こども未来計画」、「大田区子ども・若者計画」及び「おおた 子どもの生活応援プラン」の3つの計画について、区のこども・若者・子育て施策に全体として統一的に横ぐしを刺し、総合的かつ一体的な取組みを進めるとともに、区民にとって分かりやすいものとするため、これらを統合し、こども基本法に基づき各計画を一体のものとした「市町村こども計画」を策定する。

[計画統合スケジュール]

	大田区こども未来計画 (令和7年度～11年度)	大田区子ども・若者計画 (令和3年度～7年度)	おおた 子どもの生活応援プラン (令和4年度～8年度)
令和7年度			
令和8年度	中間見直しに合わせて「市町村こども計画」を策定。	令和9年度まで計画期間を延長。	
令和9年度			令和9年度まで計画期間を延長。 
令和10年度	「市町村こども計画」の計画期間の開始		

2 大田区こども未来会議

こども基本法に規定するこども施策を総合的に推進するため、「大田区こども未来会議条例」に基づき区長の附属機関として設置する。

[所掌事項（条例第2条）]

- (1) こども基本法第10条第2項に基づく計画（「市町村こども計画」）の策定及び変更に関する事項
- (2) 区長が必要と認める事項
- (3) 子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する事務
 - ① 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項
 - ② 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
 - ③ 特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関する事項
 - ④ 市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事項